

旧		新		備考
八十二くでんさい>サービスをご利用の際の留意事項 重要事項説明書		八十二くでんさい>サービスをご利用の際の留意事項 重要事項説明書		
P2		P2		
項目	ご注意いただきたいこと	項目	ご注意いただきたいこと	
でんさいの発生 (手形の振出に相当)	<p>○でんさいを発生させる際の債権金額は1万円以上100億円未満です。なお、債権金額は、1円単位で設定いただけます。</p> <p>○でんさいの支払期日(手形のサイト)は、振出日(電子記録年月日(でんさいの発生日))の6銀行営業日後の翌日から振出日の10年後の応答日までの範囲で設定いただけます。</p> <p>(※振出日が銀行休業日の場合は、振出日の7銀行営業日後の翌日から振出日の10年後の応答日までの範囲となります。)</p>	でんさいの発生 (手形の振出に相当)	<p>○でんさいを発生させる際の債権金額は1円以上100億円未満です。なお、債権金額は、1円単位で設定いただけます。</p> <p>○債務者請求方式におけるでんさいの支払期日(手形のサイト)は、振出日(電子記録年月日(でんさいの発生日))の2銀行営業日後の翌日から振出日の10年後の応答日までの範囲で設定いただけます。</p> <p>(※振出日が銀行休業日の場合は、振出日の3銀行営業日後の翌日から振出日の10年後の応答日までの範囲となります。)</p> <p>○債権者請求方式におけるでんさいの支払期日(手形のサイト)は、振出日(電子記録年月日(でんさいの発生日))の6銀行営業日後の翌日から振出日の10年後の応答日までの範囲で設定いただけます。</p> <p>(※振出日が銀行休業日の場合は、振出日の7銀行営業日後の翌日から振出日の10年後の応答日までの範囲となります。)</p>	
でんさいの取消等	でんさいの発生、譲渡等は、電子記録年月日から起算して5銀行営業日の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客さまの相手方が単独で取消することができます(当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続が必要になります)。	でんさいの取消等	でんさいの発生、譲渡等は、電子記録年月日から起算して5銀行営業日から最短で1銀行営業日の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客さまの相手方が単独で取消することができます(当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続が必要になります)。	
記録請求の制限期間	でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。(例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の7銀行営業日前までに行う必要があります。詳しくは、「ご参考2」(P6)をご参照ください。)	記録請求の制限期間	でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。(例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の7銀行営業日前から最短で3銀行営業日前までに行う必要があります。詳しくは、「ご参考2」(P6)をご参照ください。)	
P6 [ご参考2:支払期日前後の記録の制限]		P6 [ご参考2:支払期日前後の記録の制限] (注10)を追加。表を一部修正。		